



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次

○ 告示

- 360 道路の区域変更 (道路保全課) (")
- 361 道路の供用開始 (")
- 362 道路の区域変更 (")
- 363 道路の供用開始 (")
- 364 道路の区域変更 (")
- 365 道路の供用開始 (")
- 366 道路の区域変更 (")
- 367 道路の供用開始 (")
- 368 道路の区域変更 (")
- 369 道路の供用開始 (")
- 370 道路の区域変更 (")
- 371 道路の供用開始 (")
- 372 道路の区域変更 (")
- 373 道路の供用開始 (")
- 374 道路の区域変更 (")
- 375 道路の供用開始 (")
- 376 道路の区域変更 (")
- 377 道路の供用開始 (")
- 378 道路の区域変更 (")
- 379 道路の供用開始 (")
- 380 道路の区域変更 (")
- 381 道路の供用開始 (")
- 382 道路の区域変更 (")
- 383 道路の供用開始 (")
- 384 道路の区域変更 (")
- 385 道路の供用開始 (")
- 386 道路の区域変更 (")
- 387 道路の供用開始 (")
- 388 道路の区域変更 (")
- 389 道路の供用開始 (")
- 390 道路の区域変更 (")
- 391 道路の供用開始 (")
- 392 道路の区域変更 (")
- 393 道路の供用開始 (")
- 394 道路の区域変更 (")
- 395 道路の供用開始 (")
- 396 道路の区域変更 (")
- 397 道路の供用開始 (")
- 398 道路の区域変更 (")

- 399 道路の供用開始 (")
- 400 道路の区域変更 (")
- 401 道路の供用開始 (")
- 402 道路の区域変更 (")
- 403 道路の供用開始 (")
- 404 道路の区域変更 (")
- 405 道路の供用開始 (")
- 406 道路の区域変更 (")
- 407 道路の区域変更 (")
- 408 道路の供用開始 (")

告 示

和歌山県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 371号

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町 大字佐田字定庄谷 西平ラ1025番1地 内	旧	5.10 } 8.00	31.60	
同上	新	8.20 } 16.30	31.60	

和歌山県告示第361号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

路線名 国道371号

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字佐田字定庄谷西平ラ1025番1地内

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 425号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市龍神村福井字弥谷1270番2地先から同市龍神村福井字弥谷1264番1地先まで	旧	5.30 } 7.10	49.50	
同上	新	6.10 } 10.50	49.50	ボックスカルバート L=11.21

和歌山県告示第363号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 国道425号

供用開始の区間 田辺市龍神村福井字弥谷1270番2地先から同市龍神村福井字弥谷1264番1地先まで
供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考

有田郡有田川町大字杉野原字浜瀬288番1地内	旧	4.90 } 12.50	80.00	
同上	新	9.20 } 15.85	80.00	

和歌山県告示第365号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 一般国道480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字杉野原字浜瀬288番1地内
供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字清水字出張214番1地先から同町大字清水字出張217番2地先まで	旧	8.05 } 8.65	20.00	
同上	新	10.97 } 11.57	20.00	

和歌山県告示第367号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 国道480号

供用開始の区間 有田郡有田川町大字清水字出張214番1地先から同町大字清水字出張217番2地先まで
 供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
 この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島船所線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市六十谷字柳原114番2地先から同市六十谷字野上94番1地先まで	旧	7.60 } 23.10	431.60	
同上	新	12.30 } 28.90	431.60	

和歌山県告示第369号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 小豆島船所線
 供用開始の区間 和歌山市六十谷字柳原114番2地先から同市六十谷字野上94番1地先まで
 供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第370号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
 この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島船所線

	新	敷地の	
--	---	-----	--

区 間	旧の別	幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
和歌山市船所字新田211番1地先から同市船所字本郷181番3地先まで	旧	8.00 } 20.80	267.30	旧水道橋 L=18.00
和歌山市船所字新田211番1地先から同市船所字本郷167番1地先まで	新	15.00 } 29.30	269.70	新水道橋 L=29.50

和歌山県告示第371号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 小豆島船所線
 供用開始の区間 和歌山市船所字新田211番1地先から同市船所字本郷167番1地先まで
 供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第372号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。
 この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小豆島船所線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市小豆島字塩谷183番1地先から同市田屋字布施目60番2地先まで	旧	5.20 } 16.80	606.70	
同上	新	9.00 } 25.10	606.70	

和歌山県告示第373号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 小豆島船所線

供用開始の区間 和歌山市小豆島字塩谷183番1地先から
同市田屋字布施目60番2地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市塩ノ谷字鴨折293番3地先から同市平尾字妙見347番1地先まで	旧	4.20 } 8.20	479.20	
和歌山市塩ノ谷字鴨折285番1地先から同市平尾字妙見332番1地先まで	旧	8.55 } 12.17	419.30	
同上	新	8.55 } 12.17	419.30	

和歌山県告示第375号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 岩出海南線

供用開始の区間 和歌山市塩ノ谷字鴨折285番1地先から
同市平尾字妙見332番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 善明寺北島線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
和歌山市船所字新田205番9地先から同市船所字本郷162番1地先まで	旧	9.00 } 21.80	209.80	
同上	新	8.90 } 26.40	220.30	

和歌山県告示第377号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 善明寺北島線

供用開始の区間 和歌山市船所字新田205番9地先から同
市船所字本郷162番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
橋本市学文路字幡天神1245番18地先から同市学文路字幡天神1244番3地先まで	旧	2.93 } 6.31	51.12	
同上	新	6.26 } 8.12	51.12	

和歌山県告示第379号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 橋本市学文路字幡天神1245番18地先から同市学文路字幡天神1244番3地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 中尾名手市場線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市切畑字葛谷714番1地先から同市切畑字葛谷710番地先まで	旧	7.10 } 14.50	120.40	
同上	新	6.90 } 20.15	120.40	

和歌山県告示第381号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 中尾名手市場線

供用開始の区間 紀の川市切畑字葛谷714番1地先から同市切畑字葛谷710番地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第382号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課

において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高野橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
伊都郡九度山町大字河根字辻之内231番3地先から同町大字河根字辻之内218番2地先まで	旧	7.82 } 14.30	136.03	
同上	新	10.96 } 33.53	136.03	

和歌山県告示第383号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 高野橋本線

供用開始の区間 伊都郡九度山町大字河根字辻之内231番3地先から同町大字河根字辻之内218番2地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第384号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 海南吉備線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
有田郡有田川町大字井口字西慶中47番地先から同町大字井口字西慶中26番1地先まで	旧	6.15 } 10.35	120.00	

同上	新	7.00 } 10.35	120.00	
----	---	--------------------	--------	--

和歌山県告示第385号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 海南吉備線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字井口字西慶中47番地先から同町大字井口字西慶中26番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
日高郡みなべ町清川字堂ノ平2722番1地先から同町清川字岡崎2531番1地先まで	旧	5.80 } 18.00	110.00	
同上	新	9.10 } 26.00	107.00	

和歌山県告示第387号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 日高郡みなべ町清川字堂ノ平2722番1地

先から同町清川字岡崎2531番1地先まで
供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第388号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 那智勝浦本宮線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
田辺市本宮町皆瀬川字四郎ヶ谷74番5地先から同市本宮町皆瀬川字十九良谷214番地先まで	旧	3.10 } 11.20	525.70	
同上	新	5.75 } 29.20	525.70	

和歌山県告示第389号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 那智勝浦本宮線

供用開始の区間 田辺市本宮町皆瀬川字四郎ヶ谷74番5地先から同市本宮町皆瀬川字十九良谷214番地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 芳養清川線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市中芳養1206番1地先から同市中芳養1673番2地先まで	旧	6.40 } 15.50	595.39	上富田南部線との重複区間 L=155.60 古井橋 L=23.51 泉養寺橋 L=28.60
同上	新	6.40 } 15.50	595.39	上富田南部線との重複区間 L=155.60 古井橋 L=23.51 泉養寺橋 L=28.60
田辺市中芳養1208番1地先から同市中芳養1673番2地先まで	新	9.20 } 23.60	525.54	

和歌山県告示第391号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 芳養清川線

供用開始の区間 田辺市中芳養1208番1地先から同市中芳養1673番2地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
田辺市合川字岡434番4地内	旧	4.40 } 8.20	85.30	

同上	新	10.30 } 20.50	85.30	
----	---	---------------------	-------	--

和歌山県告示第393号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 日置川大塔線

供用開始の区間 田辺市合川字岡434番4地内

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 日置川大塔線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
西牟婁郡白浜町田野井字山本1332番1地先から同町田野井字中楚433番3地先まで	旧	9.10 } 17.40	236.00	田野井橋 L=12.00
同上	旧	8.00 } 19.20	210.00	
同上	新	8.00 } 19.20	210.00	

和歌山県告示第395号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 日置川大塔線
 供用開始の区間 西牟婁郡白浜町田野井字山本1332番1地
 先から同町田野井字中楚433番3地先まで
 供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考 メートル
西牟婁郡すさみ町大字小河内字雫1606番1地先から同町大字小河内字いの木916番1地先まで	旧	3.70 } 5.90	89.50	出合橋 L=14.65
同上	新	6.30 } 8.65	89.50	出合橋 L=14.65

和歌山県告示第397号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町大字小河内字雫1606番1地先から同町大字小河内字いの木916番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第398号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町大字周参見字上戸川北側5175番1地内	旧	4.20 } 5.70	54.00	
同上	新	6.60 } 9.80	54.00	

和歌山県告示第399号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町大字周参見字上戸川北側5175番1地内

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第400号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 すさみ古座線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
西牟婁郡すさみ町大字周参見字持越174番3地先から同町大字周参見字上戸川北側5160番1地先まで	旧	5.10 } 10.40	27.00	
同上	新	9.70 } 14.60	27.00	

和歌山県告示第401号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 すさみ古座線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町大字周参見字持越174番3地先から同町大字周参見字上戸川北側5160番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第402号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大字三尾川字下モ地1817番1地先から同町大字三尾川字下モ地1819番1地先まで	旧	5.00 } 7.40	40.00	
同上	新	6.00 } 19.70	40.00	

和歌山県告示第403号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字三尾川字下モ地1817番1地先から同町大字三尾川字下モ地1819番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 串本古座川線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町大字三尾川字柳ノ河510番地先から同町大字三尾川字柳ノ河513番1地先まで	旧	3.70 } 6.60	92.18	
同上	新	3.70 } 8.35	92.18	

和歌山県告示第405号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町大字三尾川字柳ノ河510番地先から同町大字三尾川字柳ノ河513番1地先まで

供用開始の期日 平成22年3月30日

和歌山県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考

和歌山市里字灰原 45番1地先から同 市平岡字虎淵92番 1地先まで	旧	4.80 } 927.90 14.00	
---	---	---------------------------	--

和歌山県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市神前字宮 出147番1地先から 同市和田字天場12 29番3地先まで	旧	6.00 } 10.00	1,299.50	秋月海南線と重 複 L=931.00
同上	新	6.00 } 10.00	1,299.50	秋月海南線と重 複 L=931.00
同上	新	25.00 } 31.30	1,422.70	

和歌山県告示第408号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 田辺龍神線

供用開始の区間 田辺市湊字地下1023番1地先から同市湊
字地下1113番2地先まで

供用開始の期日 平成22年3月31日